

7. 社会における医療の実践： 医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会と国際社会に貢献する。						
レベル 1 モデル・コア・カリキュラム		レベル 2		レベル 3 研修終了時に期待されるレベル		レベル 4
■離島・へき地を含む地域社会における医療の状況、医師偏在の現状を概説できる。 ■医療計画及び地域医療構想、地域包括ケア、地域保健などを説明できる。 ■災害医療を説明できる ■（学生として）地域医療に積極的に参加・貢献する		保健医療に関する法規・制度を理解する。	保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。	保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解し、実臨床に適用する。		
		健康保険、公費負担医療の制度を理解する。	医療費の患者負担に配慮しつつ、健康保険、公費負担医療を適切に活用する。	健康保険、公費負担医療の適用の可否を判断し、適切に活用する。		
		地域の健康問題やニーズを把握する重要性を理解する。	地域の健康問題やニーズを把握し、必要な対策を提案する。	地域の健康問題やニーズを把握し、必要な対策を提案・実行する。		
		予防医療・保健・健康増進の必要性を理解する。	予防医療・保健・健康増進に努める。	予防医療・保健・健康増進について具体的な改善案などを提示する。		
		地域包括ケアシステムを理解する。	地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。	地域包括ケアシステムを理解し、その推進に積極的に参画する。		
		災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要が起こりうることを理解する。	災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。	災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要を想定し、組織的な対応を主導する実際に対応する。		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 観察する機会が無かった						
コメント：						

8. 科学的探究： 医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。							
レベル 1 モデル・コア・カリキュラム		レベル 2		レベル 3 研修終了時に期待されるレベル		レベル 4	
■研究は医学・医療の発展や患者の利益の増進のために行われることを説明できる。 ■生命科学の講義、実習、患者や疾患の分析から得られた情報や知識を基に疾患の理解・診断・治療の深化につなげることができる。		医療上の疑問点を認識する。		医療上の疑問点を研究課題に変換する。		医療上の疑問点を研究課題に変換し、研究計画を立案する。	
		科学的研究方法を理解する。 臨床研究や治験の意義を理解する。		科学的研究方法を理解し、活用する。 臨床研究や治験の意義を理解し、協力する。		科学的研究方法を目的に合わせて活用実践する。 臨床研究や治験の意義を理解し、実臨床で協力・実施する。	
☐		☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 観察する機会が無かった							
コメント：							

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢：

医療の質の向上のために省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

レベル 1 モデル・コア・カリキュラム	レベル 2	レベル 3 研修終了時に期待されるレベル	レベル 4
■生涯学習の重要性を説明でき、継続的学習に必要な情報を収集できる。	急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収の必要性を認識する。	急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。	急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収のために、常に自己省察し、自己研鑽のために努力する。
	同僚、後輩、医師以外の医療職から学ぶ姿勢を維持する。	同僚、後輩、医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。	同僚、後輩、医師以外の医療職と共に研鑽しながら、後進を育成する。
	国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌やゲノム医療等を含む。）の重要性を認識する。	国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌やゲノム医療等を含む。）を把握する。	国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌やゲノム医療等を含む。）を把握し、実臨床に活用する。
☐	☐	☐	☐

☐ 観察する機会が無かった

コメント：

研修医評価票 Ⅲ

「C. 基本的診療業務」に関する評価

研修医名 _____

研修分野・診療科 _____

観察者 氏名 _____ 区分 ☐ 医師 ☐ 医師以外（職種名 _____）

観察期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

レベル	レベル 1 指導医の 直接の監 督の下で できる	レベル 2 指導医が すぐに対 応できる 状況下で できる	レベル 3 ほぼ単独 でできる	レベル 4 後進を指 導できる	観察 機会 なし
C-1. 一般外来診療 頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論プロセスを経て診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療ができる。	☐	☐	☐	☐	☐
C-2. 病棟診療 急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域連携に配慮した退院調整ができる。	☐	☐	☐	☐	☐
C-3. 初期救急対応 緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができる。	☐	☐	☐	☐	☐
C-4. 地域医療 地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できる。	☐	☐	☐	☐	☐

印象に残るエピソードがあれば記述して下さい。

臨床研修の目標の達成度判定票

研修医氏名: _____

A.医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)		
到達目標	達成状況: 既達／未達	備 考
1.社会的使命と公衆衛生への寄与	☐ 既 ☐ 未	
2.利他的な態度	☐ 既 ☐ 未	
3.人間性の尊重	☐ 既 ☐ 未	
4.自らを高める姿勢	☐ 既 ☐ 未	
B.資質・能力		
到達目標	既達／未達	備 考
1.医学・医療における倫理性	☐ 既 ☐ 未	
2.医学知識と問題対応能力	☐ 既 ☐ 未	
3.診療技能と患者ケア	☐ 既 ☐ 未	
4.コミュニケーション能力	☐ 既 ☐ 未	
5.チーム医療の実践	☐ 既 ☐ 未	
6.医療の質と安全の管理	☐ 既 ☐ 未	
7.社会における医療の実践	☐ 既 ☐ 未	
8.科学的探究	☐ 既 ☐ 未	
9.生涯にわたって共に学ぶ姿勢	☐ 既 ☐ 未	
C.基本的診療業務		
到達目標	既達／未達	備 考
1.一般外来診療	☐ 既 ☐ 未	
2.病棟診療	☐ 既 ☐ 未	
3.初期救急対応	☐ 既 ☐ 未	
4.地域医療	☐ 既 ☐ 未	
臨床研修の目標の達成状況		☐ 既達 ☐ 未達
(臨床研修の目標の達成に必要な条件等)		

年 月 日

〇〇プログラム・プログラム責任者 _____

臨床研修管理委員会要綱

(目的)

第1 臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）は、卒後臨床研修及び専門研修（以下「研修」という。）の効率的な運営及び関係機関との相互連絡調整を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 研修指定の条件整備及び質の向上に関すること。
- (2) 研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整に関すること。
- (3) 研修医・専攻医・後期研修医の指導、管理に関すること。
- (4) 研修医・専攻医・後期研修医の採用・中断・修了の際の評価等に関すること。

(構成)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院長
 - (2) プログラム責任者
 - (3) 指導医
 - (4) 事務局長
 - (5) 総看護師長
 - (6) 事務局職員
 - (7) 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - (8) 外部委員
 - (9) 外部委員（医師以外）
 - (10) 臨床研修医代表者（各年次1名）
- 2 前項に掲げる委員会の構成員は病院長がこれを任命し、その中から委員長1名、副委員長1～2名を選任する。
- 3 前第1項及び第2項の他に、臨床研修および専門研修・後期研修に係る実務的な諸問題等を検討するため、病院内に初期・後期臨床研修管理小委員会、専門研修管理小委員会、専門研修小委員会を設置する。小委員会の開催は月1回程度とし、その都度、必要な診療科の医師や他職種職員を招集することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は会務を総括し、議長として委員会を主催する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第5 委員会の開催は随時とし委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数で議事を開き、議決できる。

3 委員は事前に通知のあった事項については、書面の提出をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、委任状あるいは同意書等代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

5 委員長が必要と認めるときは、研修医の代表を出席させその意見を聞くことができる。

(議決)

第6 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第7 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

初期・後期臨床研修管理小委員会要綱

（設置）

第1 臨床研修管理委員会の下部委員会として初期・後期臨床研修小委員会（以下「委員会」という。）を岩手県立胆沢病院に置く。

（目的）

第2 本委員会は臨床研修管理委員会の下部委員会として臨床研修及び後期研修・専門研修に係る実務的な諸問題等を検討する。

（構成）

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）病院長
- （2）プログラム責任者
- （3）指導医
- （4）事務局長
- （5）総看護師長及び看護科職員
- （6）事務局職員

委員長1名を2 前項に掲げる委員会の構成員は病院長がこれを指名し、その中から委員長1名、副委員長を選任する。

（委員長及び副委員長）

第4 委員長は会務を総括し、議長として委員会を主催する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（委員会の開催）

第5 委員会の開催は原則、毎月第3水曜日とし委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、議題に応じて必要メンバーを随時招集することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

4 委員長が必要と認めるときは、研修医の代表を出席させその意見を聞くことができる。

（委員の任期）

第6 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（庶務）

第7 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」のプログラム責任者及び
副プログラム責任者に関する規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）のプログラム責任者及び副プログラム責任者の任命にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(プログラム責任者)

第2条 臨床研修プログラムのプログラム責任者は、岩手県立胆沢病院の常勤医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

2 前項のプログラム責任者について、各診療科指導責任者、指導医と兼務することは、差し支えないものとする。

3 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として下記の4号に該当するものとする。但し、第1号における臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

(1) 7年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことの出来る経験及び能力を有しているものであること。

(2) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

(3) 臨床研修指導医講習会を受講していること。

(4) 臨床研修プログラム責任者講習会を受講していること。

4 第1項に掲げるプログラム責任者は、次に掲げる事項等臨床研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。

(1) 臨床研修プログラムの原案を作成すること。

(2) 定期的に、更に必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、臨床研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供するなど、全て

の研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、臨床研修プログラムの調整を行うこと。

(3)研修医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。

(4)臨床研修プログラムのあらかじめ定められた研修期間の修了の際に、臨床研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告すること。

(副プログラム責任者)

第3条 臨床研修プログラムの副プログラム責任者は、岩手県立胆沢病院の常勤医であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

2 前項の副プログラム責任者は、各診療科指導責任者、指導医と兼務することは差し支えないものとする。

3 第1項の副プログラム責任者に着いて必要な事項は、第2条第3項の規定を準用する。

4 副プログラム責任者はプログラム責任者の業務を補佐し、プログラム責任者が不在の際にはその代行業務を行うこと。

(任命)

第4条 第2条及び第3条に掲げるプログラム責任者及び副プログラム責任者は、岩手県立胆沢病院長からの辞令書に基づいて任命されるものとする。

(任期)

第5条 第2条及び第3条に掲げるプログラム責任者及び副プログラム責任者の任期は1年度とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」の指導医、上級医及び

各科指導責任者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）の指導医の任命および上級医、各科指導責任者について、必要な事項を定めるものとする。

（指導医）

第2条 臨床研修プログラムの指導医は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の常勤医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものとする。

2 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として下記の3号に該当するものとする。但し、第1号における臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

(1) 7年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことの出来る経験及び能力を有しているものであること。

(2) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。

(3) 指導医は、臨床研修指導医講習会を受講していること。

3 指導医は、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、上級医と協力して研修医に対する指導を行うものとする。

（上級医）

第3条 臨床研修プログラムの上級医は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものであって、指導医の要件を満たしていない医師とする。

2 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、2年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものであること。この場合において、臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

3 上級医は、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、指導医と協力して研修医に対する指導を行うものとする。

（各診療科指導責任者）

第4条 臨床研修プログラムの各診療科指導責任者は、岩手県立胆沢病院の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものであって、各分野における研修医指導の責任者となる医師である。

2 前項における各診療科指導責任者は、原則として指導医であることが望ましい。

3 各診療科指導責任者は、プログラム責任者と協議の上、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1)担当する分野における臨床研修目標と臨床研修プログラムを作成すること。
- (2)研修医ごとに臨床研修の目標を達成するための研修内容を考え、研修期間中にはその達成状況を経時的に把握し、他の指導医・上級医と協力しながら研修医に対する指導を行うこと。
- (3)研修医と十分な意思疎通を図り、研修期間中に身体的・精神的・経済的なストレスが発生していないか常に気を配ること。
- (4)各分野における評価について他の指導医・上級医、指導者、メディカルスタッフなどからの情報を集約し、各職員による評価を把握した上で、担当する分野の研修修了後に最終評価を行うこと。

（任命）

第5条 第2条に掲げる指導医は、岩手県立胆沢病院長からの任命書に基づいて任命されるものとする。

（任期）

第6条 第2条に掲げる指導医の任期は1年度とし、再任を妨げない。

（他施設における各職の取扱い）

第7条 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設における研修実施責任者や指導者については、各診療科指導責任者又は指導医と同様の役割を担うものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」の指導者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）の指導者の任命にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指導者）

第2条 臨床研修プログラムの指導者は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の常勤職員であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものとする。

2 前項における指導者の職種は、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養管理士、リハビリテーション技師、医療社会事業士、事務職員などからなるものとする。

3 第1項における指導者は、各部門における指導的な立場にあるものとする。

4 指導者は、次世代を担う研修医の育成のため、職種を超えて協力し、研修医に対する指導を行わなければならない。

5 前項における指導に当たっては、担当する分野における研修医ごとの臨床研修目標の達成状況を把握し、担当する分野における研修医の評価を行うものとする。

6 前項における研修医の評価に当たっては、研修医と共に業務を行ったその他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任を持って評価を行わなければならない。

7 指導者は、研修医と十分な意思疎通を図り、実際の状況に乖離が生じないように努めなければならない。

8 指導者は所定の様式で評価した結果を記録し、プログラム責任者に提出するものとする。

（任命）

第3条 指導者は、岩手県立胆沢病院長からの任命書に基づいて任命されるものとする。

（任期）

第4条 第2条に掲げる指導者の任期は1年度とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

臨床研修医師取扱要領（改正後全文）

（趣旨）

第1 この要領は、県立病院等において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を行う医師及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2に規定する臨床研修を行う歯科医師（以下「研修医」という。）の身分、任用、給与その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第2 研修医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員とする。

（任用手続）

第3 研修医の任用は、病院長がその都度医療局長の承認を得て定める臨床研修医師募集要綱に基づいて公募するものとし、その任用手続は、会計年度任用職員等人事事務取扱要領（令和2年3月31日付医職第1212号）による。

（研修医の期間）

第4 研修医としての身分を有する期間は原則2年以内とする。

2 研修医の申し出により、病院長が期間の中断等について承認することが適当と認める場合には、前項の規定にかかわらず期間を延長することができる。

（給与）

第5 研修医の給与は、給料、特殊勤務手当（防疫等作業手当、特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額並びに診療応援手当に限る。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、支給額及び支給方法は、次のとおりとする。

(1) 給料は月額とし、別表第1のとおりとする。

(2) 研修医が定められた勤務日又は勤務時間を勤務しないときは、勤務しなかった日又は時間に対応する給与を日割又は時間割計算によって減額して支給する。

(3) 第1項の手当の額（超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の額を除く。）及び支給方法は、会計年度任用職員等人事事務取扱要領の例による。

(4) 宿日直手当の額は別表第2のとおりとする。

(5) 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額及び支給方法は、医師及び歯科医師以外の正規職員に支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の例により支給する。

(6) 研修医の給与の支給日は、会計年度任用職員等人事事務取扱要領の例による。

（診療応援）

第6 1年次の研修医については、診療応援（献血事業の問診医含む）を行わせないものとする。

（勤務時間及び週休日）

第7 研修医の正規の勤務時間は、医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）による。

（旅費）

第8 研修医が公務のため出張を命じられた場合には、当該研修医に対し、医療局企業職員等旅費規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第11号）及び医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 研修医の任用に係る旅費については、採用時の住居又は居所から勤務公署までの運賃及び車賃を支給し、現地経費及び宿泊料は支給しないこと。

（年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間）

第9 研修医の年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間は、医療局会計年度任用職員等就業規則による。

（被服貸与）

第10 研修医には、医療局職員被服貸与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第10号）の定めるところにより被服を貸与する。

（公舎の貸与）

第11 研修医には、病院長が必要と認めるときには、医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第19号）の定めるところにより公舎を貸与することができる。

（服務）

第12 研修医の服務については、医療局会計年度任用職員等就業規則による。

（分限及び懲戒）

第13 研修医の分限及び懲戒については、医療局会計年度任用職員等就業規則による。

（厚生）

第14 研修医の厚生については、医療局会計年度任用職員等就業規則による。

（業務上の災害補償）

第15 研修医の業務上の災害については、医療局会計年度任用職員等就業規則による。

（補則）

第16 この要領に定めるもののほか、研修医の取扱について、必要な事項は、その都度医療局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和52年4月1日以降に任用する研修医について適用する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。